

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成26年11月

智頭急行株式会社

目 次

第1章 総則	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
第4章 その他	3

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、智頭急行株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、鳥取県または兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画等、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、お客様の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(計画の運用)

第3条 鳥取県、兵庫県等の行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次のとおりであり、本計画においてもこの想定を準用する。

鳥取県、兵庫県行動計画における被害想定

- | |
|---|
| <p>(1) 県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。</p> <p>(2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。</p> |
|---|

(用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により同項に規定する鳥取県、兵庫県対策本部等（以

下、「対策本部等」という。)が設置された時から、第25条の規定により当対策本部等が廃止されるまでの間において、県民の生命及び健康を保護し、及び県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

- 第5条** 社長は、鳥取県、兵庫県対策本部等が設置され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、智頭急行新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。
- 2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

(対策本部の構成及び任務)

- 第6条** 対策本部長、対策本部副本部長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）及びその任務は次のとおりとする。
- (1) 対策本部長は社長とし、対策本部を総括する。
 - (2) 対策本部副本部長は運輸部長とし、対策本部長を補佐する。
 - (3) その他対策本部員は各課長とし、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。
 - (4) 対策本部の事務局は総務企画課に設置し、対策本部の運営を統括する。

(情報収集及び共有体制)

- 第7条** 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

- 第8条** 対策本部長は、対策本部等が廃止された場合には、対策本部を解散する。
- 2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策

本部で協議する必要があると判断した時は、対策本部を解散する。

(関係機関との連携)

第9条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容等)

第10条 会社は、第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、新型インフルエンザ等の感染状況に応じた鉄道運行計画によって旅客の運送を適切に実施する。

(社員運用計画)

第11条 会社は、鉄道運行計画に基づく社員等の運用調整を行うことにより新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第12条 会社は、旅客に対して新型インフルエンザ等の症状のある者が乗車しないこと、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用及び不要不急の外出の抑制の呼びかけに努めるものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第13条 会社は、平素から正しい知識を習得し、社員等に周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するように努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携さ

せるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第14条 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、鳥取県知事及び兵庫県知事に報告し、及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

この計画は、平成26年11月1日から施行する。